

信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する 最高人民法院の若干規定

2013年10月1日施行

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定

「信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」はすでに2013年7月1日に最高人民法院審判委員会第1582回会議において採択されたことから、ここにそれを公表し、2013年10月1日から施行する。

最高人民法院

2013年7月16日

法積〔2013〕17号

信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する 最高人民法院の若干規定

(2013年7月1日最高人民法院審判委員会第1582回会議で採択)

被執行者が、発効した法律文書に決められた義務を自ら履行するよう促し、社会信用システムの確立を促進するために、「中華人民共和國民事訴訟法」の規定に基づき、人民法院の実務と結びつけて、本規定を定める。

第一条

被執行者が履行能力を有しながら発効した法律文書に決められた義務を履行せず、かつ下記状況のいずれかに該当する場合、人民法院はそれを信用喪失被執行者の名簿に載せ、それに対し法により信用懲戒を加えなければならない。

- (一) 証拠偽造、暴力、威嚇などの方法で執行を妨害・拒否した場合
- (二) 虚偽訴訟、虚偽仲裁又は財産の隠匿、移転などの方法で執行を回避した場合
- (三) 財産報告制度に違反した場合
- (四) 高消費制限令に違反した場合
- (五) 被執行者が正当な理由なく和解協議を履行・執行しなかった場合
- (六) 履行能力を有しながら発効した法律文書に決められた義務を履行しないその他の場合

第二条

人民法院から被執行者に出した「執行通知書」には、信用喪失被執行者の名簿に掲載されるリスクを注意する内容を明記しなければならない。

執行請求者は、被執行者に本規定第一条に列挙される信用喪失行為のいずれかがあると認める場合、人民法院に対して当該被執行者を信用喪失被執行者の名簿に載せるよう請求することができ、人民法院は、審査を経て決定する。人民法院は、被執行者に本規定第一条に列挙される信用喪失行為のいずれかがあると認める場合、職権により、当該被執行者を信用喪失被執行者の名簿に載せる旨の決定を下すことができる。

人民法院は、当該被執行者を信用喪失被執行者の名簿に載せる旨の決定を下した場合、決定書を作成しなければならない。決定書は作成日より発効するものとする。決定書は、民事訴訟法に規定される法律文書送達方法に従って、当事者に送達しなければならない。

第三条

被執行者は、自分を信用喪失被執行者の名簿に載せることが間違っていると認める場合、人民法院に是正するよう請求することができる。被執行者が自然人の場合、通常、被執行者本人が人民法院に出頭して請求しかつ理由を説明しなければならない。被執行者が法人又はその他の組織の場合、通常、被執行者の法定代表者又は責任者本人が人民法院に出頭して請求しかつ理由を説明しなければならない。人民法院は審査を経て、理由が成立すると認める場合、是正する旨の決定を下さなければならない。

第四条

掲載・公表した信用喪失被執行者の名簿情報には次のような内容を含まなければならない。

- (一) 被執行者である法人又はその他の組織の名称、組織機構コード、法定代表者若しくは責任者の氏名
- (二) 被執行者である自然人の氏名、性別、年齢、身分証明書番号
- (三) 発効した法律文書に規定される義務と被執行者の履行状況
- (四) 被執行者による信用喪失行為の詳細
- (五) 執行根拠の作成単位と文書番号、執行事案番号、立件時間、執行法院
- (六) 人民法院が記載・公表すべきと認める、国家秘密・営業秘密・個人プライバシーに関わらないその他の事項

第五条

各級人民法院は、信用喪失被執行者の名簿情報を最高人民法院信用喪失被執行者の名簿データベースに登録し、かつ当該名簿データベースを通して統一的に社会に公表しなければならない。

各級人民法院は、各地の実情に基づき、信用喪失被執行者の名簿を新聞、ラジオ放送、テレビ、インターネット、法院公告欄などその他の方法で公表することができ、また記者会見又はその他の方法で定期的に、本法院及び管轄区内の法院による「信用喪失被執行者の名簿」という制度の実施状況を社会に公表することもできる。

第六条

関係単位が法律、法規と関係規定に基づき、政府による買い付け、入札募集・応募、行政審査許可、政府による扶助、融資貸付、市場参入許可、資格認定などの面で、信用喪失被執行者に対して信用懲戒を加えるように、人民法院は信用喪失被執行者の名簿情報を政府関係部門、金融監督管理機関、金融機関、行政職能を負う事業単位及び業界協会などに通告しなければならない。

人民法院は信用喪失被執行者の名簿を信用格付け機関に報告しなければならず、信用格付け機関はその信用格付けシステムに記録しなければならない。

信用喪失被執行者が国家業務要員である場合には、人民法院はその信用喪失状況をその所属する単位に通告しなければならない。

信用喪失被執行者が国家機関、国有企業である場合には、人民法院はその信用喪失状況をその上級単位又は主管部門に通告しなければならない。

第七条

信用喪失被執行者が下記の状況のいずれかに該当する場合、人民法院はその関係情報を信用喪失被執行者の名簿データベースから削除しなければならない。

- (一) 発効した法律文書に決められた義務をすべて履行した場合
- (二) 執行請求者と執行和解協議に合意し、かつ履行が完了したと執行請求者から確認された場合
- (三) 人民法院が法により執行終結を裁定した場合

出所：

2013年7月24日付け最高人民法院ホームページを基にJETRO北京事務所にて日本語仮訳を作成。

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201307/t20130724_186661.htm